

中宇治地域市民協働推進拠点整備構想策定支援業務に係る
公募型企画提案方式による事業者選定実施要領

1. 業務の目的

『中宇治地域市民協働推進拠点 基本ビジョン』に基づき、市民参画・市民協働による活動及び公民連携の可能性を探るための民間事業者からの意見聴取を実施し、まちづくりの拠点に必要な機能、空間や環境、運営形態等を具体化した整備構想の策定支援を目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

中宇治地域市民協働推進拠点整備構想策定支援業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 契約上限額

5,000,000円(税込み)

注 参考見積書の金額が契約上限額を超過した場合は失格とする。

3. 参加条件

(1) 次の要件をいずれも満たす単独の法人、もしくは複数の法人からなるグループであること。グループの場合は、個々の法人がいずれかの要件を満たすことによりすべての要件を満たすこと。

- ①公民連携による公共施設整備に関する意見聴取業務等の実績があること。
- ②市民参画・市民協働によるモデル事業やワークショップの実績があること。

(2) 次の要件のいずれの項目にも該当しないこと。

- ①宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者
- ④直近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、並びに宇治市内に本社

又は事業所がある法人については法人市民税の滞納がある者

4. 説明会

説明会は開催しない。『中宇治地域市民協働推進拠点 基本ビジョン』及び本要領、仕様書をもってこれにかえる。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年4月25日(木) 17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)により、メールで提出することとし、提出する際の件名は「公募に関する質問(事業者名)」とすること。
指定の方法以外で提出された質問に対しては、回答しない場合がある。

<提出先Eメールアドレス>

宇治市 総務・市民協働部 市民協働推進課 市民協働係
shiminkyodo@city.uji.kyoto.jp

- (3) 回答日 令和6年4月30日(火)
- (4) 回答方法 メールでの回答と合わせて、宇治市ホームページ上で公表する。

6. 参加申込みについて

- (1) 提出書類 10部(原本1部、副本9部)

①参加表明に必要な書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 法人概要(様式第2号)

※定款、法人組織図、役員名簿など、法人概要がわかるものを添付すること。

※パンフレット等の添付も可

※グループで参加する場合は、それぞれの法人の概要を記載するとともに下記のウ〜カについても同様の様式を提出したうえで、代表となる法人や各法人の当該業務に関する分担(構成員は、他のグループの構成員として又は単独で本企画提案に参加することはできないので注意すること)を定めた資料(協定書や覚書等)の写しを提出すること。

ウ 誓約書(様式第3号)

エ 業務実績調書(様式第4号)

※記載した実績の内容がわかる契約書等を可能な限り添付すること。

オ 登記簿謄本(全部事項証明書)

カ 納税証明書(未納のないことがわかる証明)

※「3. 参加条件(2)④」に示す市町村税、消費税及び地方消費税

②企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（様式第5号）
- イ 参考見積書（任意様式）
- ウ その他提案や上記アとイに係る補足資料（任意様式）

（2）書類記載上の留意事項

- ①企画提案書・参考見積書は別紙仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。
 - ・仕様書に記載の業務目的及び業務方針を踏まえた、仕様書「7. 業務内容」に沿った企画提案
 - ・実施スケジュール
 - ・実施体制
 - ・業務に係る事業費積算内訳
- ②仕様書に示す内容の実現について、具体的に示すこと。仕様書の内容を超えるもの、より効果的な別の仕様が実現可能な場合は、それらの内容についても明記すること。
- ③作成にあたっては、専門的な知識を持たないものでも理解のできるように作成すること。

（3）提出期限

令和6年5月14日（火）17：00まで（必着）

（4）提出方法

持参または郵送

- ・紙媒体で必要部数を提出するとともに、「6. 参加申込みについて（1）②」については、ワード、エクセル又はPDF形式で記録したデータをメールで提出すること。
- ・紙媒体の申請書類は冊子化したものとし、質疑等が容易となるようページ番号を付番すること。
- ・冊子は原則としてA4判サイズ（長編綴じ）とし、A4判サイズで提出することが困難な書類については、A4判サイズに折り込むこと。

<提出先>

宇治市宇治琵琶33 宇治市役所 3階 市民協働推進課

E-mail : shiminkyodo@city.uji.kyoto.jp

TEL : 0774-20-8721

※本事業者選定における庶務は、宇治市競争入札等参加資格を有する事業者に限らず、幅広く募集を行うため、市民協働推進課が行います。

（5）提出にあたっての注意事項

- ・書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- ・提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

- ・提出書類は返却しない。
- ・参加申込みに際して取得する個人情報、本契約事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により制限される。
- ・企画提案書の著作権は提案者に帰属する。

7. 審査方法

企画提案の審査は、次のとおりとする。

(1) 選定会議

事業者の選定においては、「中宇治地域市民協働推進拠点整備構想策定支援業務に係る事業者選定会議」（以下、「選定会議」という。）を組織し、(2)に示す審査基準に基づく評価に加えて、外部有識者の意見を聴取し、選定する。

また、企画提案書を提出した事業者が1社のみの場合であっても、選定会議で審査を実施する。

(2) 審査基準及び配点

別紙、審査基準のとおり

(3) 受託候補者の合格基準点

総配点の6割（72点）を合格基準とする。

8. 審査結果の通知

(1) 通知方法 書面により通知する。

(2) 通知日 令和6年5月29日（水）以降

9. 契約の締結

受託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、受託候補者として選定された者から見積書を徴収する。なお、契約保証金は免除する。また、前払いは行わない。

10. 企画提案書の無効（失格事項）

提案者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 宇治市からの企画提案に関する質疑に適切に対応しなかったとき。
- (2) 提案者が虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (3) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (4) 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- (5) 参考見積りの金額が契約上限額を超過したとき。

11. その他留意事項

- (1) 提出書類は、受託候補者選定以外には提出者に無断で使用することはない。

(2) 「1 3. 参考資料」に掲げる資料を熟読の上、参加表明をすること。

1 2. スケジュール

公示	令和6年4月17日(水)
質問の受付締め切り	令和6年4月25日(木) 17:00
質問の回答	令和6年4月30日(火)
参加申込み受付締め切り	令和6年5月14日(火) 17:00
結果通知	令和6年5月29日(水)以降
契約締結	令和6年6月上旬予定

1 3. 参考資料

- (1) 市民協働によるこれからの公共施設に向けて～公共施設の将来像～
- (2) 中宇治地域市民協働推進拠点 基本ビジョン